

音がして、(ハ)「鳴り高し(二度)」。「ふるまふ(二度)」唱える。庭燎は神籬。物音は乱声。神の来臨を意味する。三拍子を踏むのは、土地の悪霊を屈服させるための「反問」。能の翁における白式尉の天地人の足踏みと同じである。

B 名乗り(神迎え)

(ハ)次に「今夜の夜の御神懸の長を左近衛府將府將監人正六位某姓名懸けたり。男古山の總檢校頼て懸けたり。天の下千載万歳御座ますべき物問支」と名乗る。人長の服装は武官の服装で、冠に圓形輪を付け、石帯をしめ、太刀を佩び、銀色の円い輪が付いた神を持つ。トビカエルという。太陽の象徴、日像である。

C オの試み(神迎え)

(ハ)主殿堂を呼び、(ハ)庭燎を明るくさせる。そして、(ハ)男たちを呼んで各々の「オ」を試みようと、まず掃部堂の役人と呼んで、膝を突かせて控えさせ、(ハ)笛の男を呼ぶ。(ハ)笛の男は駐突に参候して庭燎の笛を吹く。(以下、音取である)。(ハ)続いて筆架の男が呼ばれて同様にし、(ハ)琴の男も同様にする。(ハ)次には人長から「笛・簫・篳篥寄合へ」とあって、笛・簫・篳篥、等の合奏になる。(寄合である)。(ハ)続いて歌の男が呼ばれ、笛・簫・篳篥は止めて、琴と手拍子をもって「御山にはあらふるらし外山なる」を歌う。(庭燎の歌である)。(ハ)音止んで、人長は「本の方に候へ」と命じ、(ハ)自分は庭燎前の袂を蹴る。(ハ)次に末の歌の男を呼ぶ。(ハ)末の歌の男も同様に「まさきの葛いづきにけり」と歌う。(ハ)人長は「末に候へ」と命ずる。袂を蹴るのは「反

問」である。かくして華人・祭場は定められたのである。後世の能の翁の開演前のお調べと同じである。以上が「人長式」である。

D 神懸(神迎え)

(ハ)次に人長は「男共立たしめて各々才試みたりぬ。今は御神懸仕るべきま申したり」と言った後、(ハ)自ら「おお」と言って、(ハ)自身の座に帰る。(ハ)次が「阿知女作法」である。本方が「アジメ オオオオ」と歌うと、(ハ)末方が「オケ」と応ずる。(ハ)続いて末方が「アジメ オオオオ」と歌うと、(ハ)本方が「オケ」と応ずる。「阿知女作法」は御神懸でいちばん大切なものとされているが、非常に形式化して本義が忘れられてしまったかのようである。折口信夫に従えば、アジメは「八幡愚童訓」「降伏の事」の安達威良のアズミだ、という。農業の水を守る海の精霊を呼んでいるのである。

E 採物(神迎え)

(ハ)次は採物の歌である。今は舞はない。九種あって神・幣・杖・謡・弓・刺・杓・蓑である。こうして採物の道具である。本末は人長が舞うはずのもの。(ハ)次に神懸である。これには人長の舞がある。神懸は御所の地主神である。神懸には「大直」の歌がついている。御神懸に過失のないようにと願うもの。そろそろ天の神にはお帰りたいだいてもよい時分である。天の神には帰っていたが、土地の神には残っていただき、なおおき合いいただく。

F 勧盃(直会)

(ハ)神祭りのしめくり。ここで盃を頂戴す

る。直会である。直会は神懸直会である。

G 饗宴(饗宴)

(ハ)饗宴が解ける。まず和舞である。饗宴のたのめ舞であろう。続いて、(ハ)大前張七種、小前張十一種がある。饗宴と同じもの。楽しい滑稽なものが多い。砕けた「オの男」たちの真骨頂が問われる。大前張は雅楽的、小前張は散楽的なものである。本来、真面目な神懸が、ここでは面白く、嬉しく、有り難く、笑いの中にお蔭が頂戴できる。笑いが祝福感と呼ぶ。(ハ)星・雄歌は名残を惜しむ曲。

I 人長の神(神迎え)

(ハ)朝倉・長目・其駒は神送りの曲。(ハ)楽人たちが各々座を起つ。石清水八幡宮の場合、神神を奏しつつ神殿を廻ること一匝、瑞籬の前に帰って曲止む。(ハ)このとき、神主起ちて人長の神を取って、神前に捧げて、一揖して退出。神前でなければ当然天皇に差し上げるべきものである。

四

神楽の起源を説く「古事記」「八幡愚童訓」によれば、神楽の本質は、やはり鎮魂呪術にあるようだ。その神楽は、1神迎え、2神祭り、3饗宴、4神送りの構造になっている。このうち2神祭りは人長の祭りで天の神が主役。「オの男」「青農」は、3饗宴で、土地の神が天の神の祝福を調演して見せたものであった。これが後世の申楽に発展することになる。

やまなか こうさく・西南学院大学文学部教授

豊前神楽

濃密な分布は全国随一

亀田光夫

北九州市から大分県宇佐市に至る豊前路一帯は藩政時代までは豊前国と呼んでいた。そのため、この地方に伝承される里神楽を、豊前神楽、または豊前岩戸神楽と呼んでいる。

豊前神楽の伝承地は主に京築地区といわれる、行橋市・豊前市・京都市・築上郡の二市二郡に特に多く、その密度の濃さは全国でもまれな地域である。里神楽は様式の上からは採物神楽・面神楽・湯立神楽・巫女神楽等に大別することもある。豊前神楽の源流については、高千穂系・出雲系などといわれているが、藩政時代

の神楽保持者が神主であったことからすると、吉田神道系の神楽の要素も多分にあると考えられる。いずれにせよ豊前の神楽はいろいろな神楽の要素が含まれた混合神楽である。

神楽には「直面」(顔に仮面をつけない)の採物神楽と「着面」(顔に仮面をつける)の面神楽がある。採物神楽は手に幣・笹・神・鈴・扇などを採り、神歌を唱えながら斎庭を静々と舞い浄める神楽が多いので「舞神楽」または「幣神楽」と呼んでいる。面神楽は、天孫降臨・岩戸・大蛇退治などの神話を演劇化した演目が多いので通称「岩戸神楽」とも呼んでいる。神楽三十三番の演目中、湯立神楽は、①湯立②神懸③前張仙④湯立⑤湯行事の五段で構成されている。この神楽の圧巻は、斎庭という十数米の柱をよじ登り、柱上の幣を切り米年の豊稔を予祝する弊切行事と、静寂の中で神秘的に行われる湯立め・火渡りの行事である。この二番の神楽は、何れも英彦山を中心とした豊前修験道の影響を大いに受け入れている。ところによってはこの神楽を「山伏神楽」と呼んでいる。

秋の気配が濃くなり、黄金の稲穂が重く頭を垂れる頃になると、山峡の村々の鎮守の直からは、まだ夜も明けぬ早朝から、夜は午前零時をまわる夜中まで、祭り囃子の笛や太鼓の音がきこえる。この音色は幼き日の子供心に焼きついている。遠く故郷を離れて異郷にある人も、この季節になると故郷の祭りを思い無性に郷愁をそえられるものである。

この神楽も戦後の農村の過疎化と農業後継者の減少により奏楽師の不足が目立ち「神楽講(社)」の中絶・廃止にもつながっている。最近になって神楽に対する認識が高まり、豊前地区では、神楽保存会の結成や後継者育成を目指し子供神楽講の誕生が続いている。

一、神楽講(社)の結成

神楽は奇場に神座を設け、庭燎を焚き、神々の降臨を願って、その神意を慰める神事芸能である。従って古来より神楽の保持者は神社に仕える神職であった。藩政時代には藩命により藩内の大社では武運長久・五穀豊稔などを祈願して神楽が奉納されていた。また農民たちも役所の許可を得て、「雨乞」「日乞」や五穀豊稔を祈願して神社に神楽を奉納した。

豊前市の大富神社には神楽に関する記録が数



多く残されている。その中に藩命による特殊祈願の神楽奉納には上毛郡と宇佐郡の杜人の名がみられるが、一般の祈願には上毛郡内だけの杜人で神楽は奉納されている。

また宇佐宮の勢力圏であった豊前東部地方には法者ドン神楽が興われていた。この法者とは宇佐宮の神職制度の中に「法者職」という下級の杜人たちがいて、この人たちが神楽組を組織し、神楽をもって神社に勤仕していたともいわれている。

明治維新の諸制度改革により、明治四年には神主の世襲制度が廃止され、引続き「神社法」により神主神楽が禁止された。これにより神楽



大富神社
(豊前市大字四郎九郎社)

の保持は神主から氏子へと移された。豊前地区でも神職たちは氏子の青年たちに神楽を伝授して神楽子の育成につとめた。

この神楽子たちは産土神社をよりどころにして神楽組(豊)の結成をはかった。

豊前地方で明治初年この神楽子の育成、神楽組の結成に特に尽力したのが築城郡上城井村(現、築上郡築城町)の岩戸見神社の祠官熊谷重房と、下毛郡置坂村(現、下毛郡三光村)の広沢松太郎である。

熊谷重房は築上郡西部地区で氏子の青年に神楽の奥義を伝授し、神楽組(豊)の結成に努めた。その中でも赤幡神楽組(豊)の活動は有名で

資料1

姓 名	神 楽
神楽奉納士申付	神楽
候事	神楽
明治廿五年 月 日	神楽
福岡縣廿五	神楽
上毛郡神宮取跡支所印	神楽

資料2

通 達	祠 官
昭和廿七年九月	祠官
神社祭典之明神楽奉納	祠官
行二部式ヲ以テ神楽奉納	祠官
長崎縣有之方一箇頭(合八)	祠官
神ノ通ヲ失シテ奉納不致	祠官
子八宗氏神宮二部奉納	祠官
海軍省法務局及司馬府	祠官
明治十八年十月十五日	祠官
築城・上毛郡神宮	祠官

ある。この神楽の系統は、北九州・山川・京都地区まで及んでいる。

佐知の佐助さんの受称で親しまれた広沢松太郎は、豊前東部地区にその名を馳せた神楽名人である。神楽は永添村の古野正種や鶴市神社祠官の川江三より伝授されたという。

大変器用な人で豊前神楽三十三番の奥義を究め、佐知神楽社の結成をはじめ、昭和十年死去されるまでの神楽歴五十余年の間に、山国川流域の十六社の神楽社の結成に貢献している。

こうして結成された神楽組(豊・杜)は、それぞれの神社に所属し、神職により取締られていた。

二、神楽講(杜)の分布

明治初年から結成された神楽講(杜)も諸般の事情により、中絶・統合・廃止、または新設があり、現在では次の神楽講(杜)の存在が確認出来る。

豊前地区神楽講(杜) 名	大 概
北九州市門司区大田	大積神楽保存会
小倉南区横代	横代神楽保存会
小倉南区台馬	合馬神楽保存会
田川市宮尾町	春日神社 岩戸神楽保存会
行橋市下正路	下正治神楽講
大字稲草	出屋神楽講
道場寺	道場寺神楽講
徳永	徳永神楽講伝承会

ともいう。各々の神楽講の伝承する演目の数は神楽講によって違っている。植野神楽社は四十七番という多くの演目を伝承しているといわれているが、一部の講では演目の不足から三十三番を消化することが出来ず、他の講からの援助を受け消化している講もある。

豊前地区にある神楽講が保持する演目はほとんど同じであるので、ここには山田神楽三十三番(大村神楽講)の演目がかけることにした。

豊前山田神楽三十三番(大村神楽講)

この神楽は大富神社祠官、清原司が氏子に伝授した神楽といわれている。神楽の構成は式神楽と奉納神楽の二部になっている。神楽を神社に奉納する場合、式神楽は全演目奉納しなければならぬという不文律がある。

「演目次第」

記号1は衣裳、2は探物

式 神 楽 (十三番)

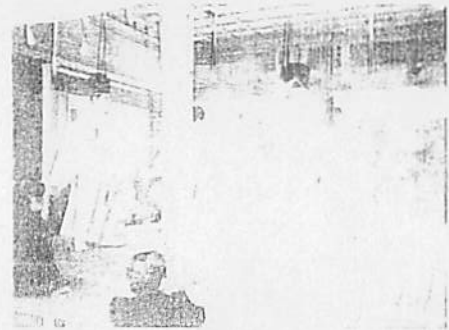
- 1 大鼓并祝詞 直面神楽 全員
- 2 志摩神楽 直面神楽 四人舞
- 3 花神楽(大汐舞) 直面神楽 四人舞

(以上福岡県側は、福岡県民俗芸能緊急調査報告書による)

三、神楽の構成と演目

豊前神楽について、早稲田大学の渡辺伸夫氏は、西日本新聞「私の神楽考」に神楽の濃密な分布状況と、神楽の奉納形態に特色があると書いている。豊前神楽は三十三の演目を、式神楽・奉納神楽の二部に構成されているが、奉納神楽は演目ごとに初穂料が定められている。祈願者は演目を選んで神楽を奉納するので、「上げ神楽」

豊前神楽について、早稲田大学の渡辺伸夫氏は、西日本新聞「私の神楽考」に神楽の濃密な分布状況と、神楽の奉納形態に特色があると書いている。豊前神楽は三十三の演目を、式神楽・奉納神楽の二部に構成されているが、奉納神楽は演目ごとに初穂料が定められている。祈願者は演目を選んで神楽を奉納するので、「上げ神楽」



彦番神楽



岩戸の部(長白羽命)

- 4 手房神楽(笹神楽) 直面神楽 二人舞
1 鳥帽子 小袴 袴
2 小袴 小袴
笹の葉で結ての禍、罪、汚を祓う舞い。
5 式部神楽 直面神楽 二人舞
1 鳥帽子 袴 大袴
2 大袴 袴
鬼 1 鳥帽子 袴 大袴
2 鳥帽子 袴 大袴
天孫を道案内する天鈿女命と猿田彦神の出
合いを演劇化した勇壮な舞い。
6 正吾神楽 直面神楽 四人舞
1 鳥帽子 千早 袴
2 弓矢 袴
弓、矢をもって四方を祓う、祓神楽。
7 地割神楽 直面神楽 六人舞

- 神宣 1 鳥帽子 袴 袴
2 鳥帽子 袴 袴
五行神 1 鳥帽子 千早 袴
2 太刀 袴
神宣を降し、一年を四季土用に分ち、中
央、四方の守護神を定める神楽。
8 思兼の神 (岩戸の部) 8〜13番まで
着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 袴 袴
2 白帯 袴 または 袴
神歌を唱行して引足で舞う。
9 八重垣の命 着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 武者面 袴(油をぬく)
2 太刀 袴
思兼の神と天神七代、地神五代の神々を

- △天津久米命 1 毛頭 祓着袴
2 太刀 袴
△天忍日命 2 1 右同
△天児屋根命 1 鳥帽子 白袴 袴
2 太刀 袴
△猿田彦神 1 鳥帽子 鬼面 袴 祓着袴
2 太刀 袴
天孫降臨の神話を演劇化した神楽。
(大蛇の部)
15〜19番まで
15 須佐之男命 着面神楽 一人舞
1 毛頭 武者面 祓着袴
2 弓矢 袴
16 足名媛 着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 鬼面 小袴 袴
2 太刀 袴
17 手名媛 着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 鬼面 小袴 袴
2 太刀 袴
18 藤名田比売 着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 鬼面 袴 袴
2 太刀 袴
19 撐かき 着面神楽 二人舞
1 毛頭 面 袴 袴
2 太刀 袴
20 綱取仙神楽 直面神楽 五人舞
1 鳥帽子 鬼面 袴 祓着袴
2 鳥帽子 鬼面 袴 祓着袴
幣方 1 鳥帽子 袴 祓着袴
2 鳥帽子 袴 祓着袴
蛇使い 1 毛頭 祓着袴
2 太刀 袴
前段は延仙神楽と同じ、後段は鬼と蛇のた
たかい。最後に蛇を斬る。五穀豊稔を祈念
する神楽という。



神迎神楽

- 21 本地割神楽 直面神楽 六人舞
地割神楽の内容をくわしくしたものの。神
宣、五行神も地割と同じ。
22 四人割神楽 直面神楽 四人舞
1 鳥帽子 千早 袴
2 太刀 袴
四方の悪魔を祓う、祓神楽。
23 乳取仙神楽 直面神楽 四人舞
鬼 1 鳥帽子 鬼面 袴 祓着袴
2 鳥帽子 鬼面 袴 祓着袴
幣方 1 鳥帽子 袴 袴
2 鳥帽子 袴 袴
延仙神楽を二組にしたものが原則である
が、村の青年たちの飛入りもあり、余興的
な神楽である。
24 三神神楽 直面神楽 三人舞

- △四方鬼 着面神楽 四人舞
1 赤鬼面 白衣 袴 鬼杖
2 赤鬼面 白衣 袴 鬼杖
西方 白鬼面 右同
南方 赤鬼面 右同
北方 黒鬼面 右同
10 太王之神 着面神楽 一人舞
1 鳥帽子 鬼面 小袴 袴
2 白和帯 袴
鏡を付けた神をもち神歌を唱えながら、大
舞、小舞をする。鏡は大神に捧げる。
11 天之乙女命 着面神楽 一人舞
1 下り毛頭 天冠 下着小袴 上
2 着面衣 袴
思兼の神と云儀の後、天之音具山の小竹笹
を手房に結んで桶底をふみながら舞う。
12 長白羽命 着面神楽 一人舞
1 毛頭 武者面 青黒羽織袴の袴
2 弓矢 袴
思兼の神と云儀の後、神歌を唱行しなが
ら、弓矢をもって笹の舞をする。
13 大力男命 着面神楽 一人舞
1 毛頭 力面 白袴 袴
2 太刀 袴
勇壮な大舞をした後、岩戸より天照大神を
お迎えする。
14 奉納神楽(二十番) 直面神楽 五人舞
△天鈿女命 1 鳥帽子 袴 大袴
2 太刀 袴

- 山神 1 毛頭 袴 祓着袴
2 袴 袴
田神 1 鳥帽子 小袴 袴 袴
2 小袴 袴
水神 1 鳥帽子 袴 袴
2 小袴 袴
五穀豊稔と大漁を祈る神楽である。山神が
餅を小さくちぎって配るので餅神楽ともい
う。
25 剣神楽 直面神楽 一人舞
1 鳥帽子 千早 袴
2 太刀二本 袴
動きの激しい神楽で、武を磨く舞とも、悪
魔払いの舞ともいう。
26 盆神楽 直面神楽 一人舞
1 鳥帽子 小袴 袴
2 小袴 袴 袴
五穀豊稔を祈る神楽。盆の中の米がこぼれ
ないように舞う技術が必要である。
27 延仙神楽 直面神楽 二人舞
式部神楽と同じであるが、一部に余興的
な部分がある。
28 二人手房神楽 直面神楽 二人舞
1 鳥帽子 袴 袴
2 手房 袴
神楽歌の上の句と下の句を掛合いながら優
雅な舞をする。祓神楽である。
(湯立の部)
29〜33番まで
△猿田彦神 1 毛頭 鬼面 袴 袴
2 鳥帽子 袴 袴
△天鈿女命 1 鳥帽子 袴 袴
2 鳥帽子 袴 袴
△祓神(四名) 1 毛頭 小袴 袴 袴
2 鬼杖 袴

法律相談

●何かお困りですか？

弁護士を頼んだ場合の費用は…

Q

ある土地の所有権について第三者と争いになっています。町の有力者などに相談してきましたが、やはり弁護士に依頼しようと思います。しかし依頼方法や費用がどれくらいかかるか分からず不安です。

A

ご質問のような土地の紛争は当事者の協議による解決は困難であり、色々な法的問題が絡むため当事者間で話し合っても最終的な解決にならないこともあります。従って早期に弁護士に相談・依頼するのが結局は早道です。直接あるいは間接的にも弁護士を知らないという人は、弁護士会や自治体などが行っている無料・有料の法律相談を利用されると良いでしょう。本稿の末尾に法律相談センターの案内が掲載されていますが、ここは弁護士が交代で相談を担当するために常駐しており40分5000円程度で法律相談を行っています。前もって電話で日時を予約された上で、相談日には土地に関する書類（登記簿謄本・字図（あざず）・評価証明書・現場写真・契約書等）を出来る限り集めて持参し、紛争の要点を予め簡易書き程度のメモにまとめておくのと相談時間を有効に使うことができます。担当弁護士は紛争の内容を概ね把握した上で、適切な解決方法や法律上の問題点を説明すると共に相談担当弁護士やその紹介する弁護士に直接事件の依頼をすることも可能です。

これは知人等から紹介などを受けて直接弁護士に相談される場合もほぼ同様です。

ところで、弁護士に事件を依頼される場合には費用が必要となりますが、その内容は、事件の依頼をする際に支払う着手金・裁判所等に納める収入印紙や保証金等の実費並びに出張等に要する費用（事件終了後精算されます）並びに事件終了後に支払う成功報酬の3種類に大別されます。

このうち着手金・成功報酬は弁護士の報酬規定により原則として依頼者が得る経済的利益（例

えば貴方が所有権を主張して争っている土地の範囲が約20坪でその坪単価が時価で20万円とすると400万円が貴方の経済的利益となります）を基準とし、その金額の2%から15%の範囲で（経済的利益が高くなればパーセントは低くなります）定められますが、これに事案の内容や解決までの時間・労力の見通し、更には依頼者の経済事情等を考慮して30%の範囲内で増減出来る事とされています。従って、貴方の場合には400万円の約1割に当たる40万円前後が着手金の基準となり、後は事案の内容等によって弁護士と貴方が協議して定めることになります。なお、着手金は事件の解決状況の如何に拘らず返還されませんが、成功報酬については、全面的に敗訴した場合に支払う必要はなく、和解等により一部勝訴（経済的利益が生じた場合）にはその金額に応じて報酬を支払うことになります。また、以上のような費用が経済的事情により一時に支払えない場合には財団法人法律扶助協会が立て替えて弁護士に支払い、後日分割等で協会に償還していくという方法もとれます。いずれにせよ、事案によって費用や支払方法は異なりますので、遠慮なく弁護士に尋ねてよく納得されることが信頼関係維持のためにも重要です。

福岡県弁護士会 弁護士 高橋博美

福岡県弁護士会では、県内に4か所の法律相談センターを設置して、市民の方からのご相談に応じています。
〈電話予約制〉 相談料 40分程度 5,000円
福岡 092-741-3208 小倉 093-561-0360
久留米 0942-30-0144 飯塚 0948-28-7555

財団法人 西日本文化協会

顧問	監事	事務局長	理事	専務理事	会長
福岡県知事	電気ビル代表取締役社長	福岡中央銀行頭取	九州工業大学学長	九州電力常務取締役	九州電力社長
福岡市長	福岡市市長	福岡銀行頭取	福岡教育大学学長	国連福岡事務理事	九州旅客鉄道社長
北九州市長	北九州国際技術協力協会理事長	八幡製鉄所所長	福岡シテイ銀行頭取	西日本鉄道会長	西日本鉄道会長
北九州商工会議所名譽会長	北九州商工会議所名譽会長	九州工業大学学長	西日本銀行頭取	九州電力常務取締役	九州電力常務取締役
福岡商工会議所会頭	福岡商工会議所会頭	福岡中央銀行頭取	福岡シテイ銀行頭取	西日本銀行頭取	九州電力常務取締役
山下 敏明	安川 寛	水野 興一	末吉 敬一	桑原 敬一	奥田 八二
城井 文哉	前田 二郎	山本 敬一郎	細川 邦典	福岡 和彦	福岡 和彦
田代 高英	四島 司	属 正	後藤 達太	古賀 圭一	鎌田 迪貞
大野 茂	村上 義一	石井 幸孝	大屋 麗之助	録田 迪貞	録田 迪貞

趣 旨

当協会は、昭和三十四年秋に西日本教育芸術協会として発足、主として古典芸能を通じて学校教育に尽力し、昭和三十六年春に財団法人西日本文化協会として新発足した文化団体であります。文化の進展に伴い、従来の古典芸能のみに止らず、更に意義ある行事を企画し、学校教育の期待に副うと共に一般社会の要望にも応えたいと念願いたしております。何卒、この趣旨にご共同下さいましてご協力とご支援を仰ぎ、当協会の目的達成のために特別のご高配を賜わりますよう、お願い申し上げます。

事業の概要

- 1 芸術鑑賞
イ 古典芸能 能をはじめとし、狂言、文楽、歌舞伎等の古典芸能をとりあげ、とくに無形文化財に指定されたすぐれたものを紹介し、日本古来の伝統芸能の理解、鑑賞につとめる。
ロ 一般芸能 新劇、音楽、映画等の一般芸能をとりあげ、その鑑賞に努める。
- 2 文化財の公開
イ 文化財の現地見学 専門家、学者による文化財の現地見学、講演会を行い、高い見識を培う。
ロ 美術展 絵画、彫刻、工芸、その他の文化財を公開する。
- 3 研究会、講演会
イ 学習研究会、講演会 政治、経済、文化、教育等の学術的研究会、講演会を開き、とくに科学的研究態度の根本として文化の健全な発展に寄与する。
ロ 教育研究会、講演会 茶道、華道等の文化活動を行い、日常生活に於ける文化面の開拓を行う。
ハ 出版 会誌「西日本文化」の発行、国内外の文庫の紹介、複製、書籍、雑誌のとりつき等を行い、文化活動の原動力を培う。
その他 目的達成に必要なと思われる事業を行う。

新 会 員（敬称略）

〈個人会員〉

松 隈
熊 慶
スミヨ 秀

編集委員（五十音順）

評論家
民俗研究家
日本大学教授
北九州大学教授
九州大学名誉教授
佐賀女子短大講師
九州女子大学教授山 細 秀 錦 田 佐 安
岡 川 村 織 中 木 間
選 亮 直 哲 隆
誠 章 三 介 樹 哉 次

西日本文化 通巻308号

定価 400円 送料 68円

振替 福岡 2-15918

1995年（平成7年）1月1日発行

発行人 大 野 茂

発行所

財団法人 西日本文化協会

〒810 福岡市中央区
渡辺通二丁目1番82号
電気ビル第一別館5階
電話 (092) 713-6451印刷 正光印刷株式会社
〒819-03 福岡市西区周船寺3-28-1
電話 (086) 5708